

様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	三郷町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sango.nara.jp/index.html">http://www.town.sango.nara.jp/index.html</a>

執行機関名 三郷町長

不妊治療費用の補助に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三郷町一般不妊治療費助成金交付要綱(平成27年三郷町告示第11号)による一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	98	
番号法別表第2の項	120	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月三郷町条例第31号)別表第1第8の項 三郷町一般不妊治療費助成金交付要綱(平成27年三郷町告示第11号)による一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	三郷町一般不妊治療費助成金交付要綱 第1条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとするものをいう。以下同じ。)</u> の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「 <u>難病の患者に対する医療等</u> 」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、 <u>不妊に悩む夫婦が負担する不妊治療(県の公費助成の対象となる体外受精及び顕微授精を除く不妊治療とする。以下「一般不妊治療」という。)</u> に要する費用の一部を町が助成することにより、 <u>その経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の充実に資することを目的とする。</u>

独自利用事務の関連規範		三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月三郷町条例第31号) 三郷町一般不妊治療費助成金交付要綱(平成27年三郷町告示第11号)
-------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 3 項 1 号	三郷町一般不妊治療費助成金交付要綱 第6条
事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	一般不妊治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 3 項 1 号 八	三郷町一般不妊治療費助成金交付要綱 第3条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者、当該患者の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	助成を受けようとする者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 3 項 1 号 二	三郷町一般不妊治療費助成金交付要綱 第5条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者(児童福祉法第六条第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)若しくは支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	助成を受けようとする者に係る住民票関係情報